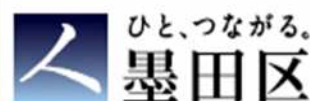


墨田区消費者ニュース

令和7年5月発行 第222号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



警告表示が出たら「サポート詐欺」に注意！

- ・警告音とともに「あなたのパソコン・スマホがウイルスに感染している」と『警告表示』が出た。
 - ・表示されている連絡先に電話をかけたら、インストールされ、その料金を請求された。
 - ・偽のサポートに誘導され、そのサポート料金を請求された。
- このような「サポート詐欺」の相談が少なくありません。



対 応



- 『警告画面』を閉じるだけで、画面も警告音もなくなり、問題は解消されます。
- 画面を閉じることができない場合は、ブラウザを強制終了するか、パソコン・スマホを再起動しましょう。
- 表示されている連絡先には絶対に連絡はしないようにしましょう。

対応の仕方がわからないとき、不安に思ったときは

警察や、消費者センター(03-5608-1773)、情報セキュリティ安心相談窓口(03-5978-7509)に相談してください。

独立行政法人 情報処理推進機構の窓口

参考：国民生活センター イラスト：消費者庁・いらすとや

出前講座のご案内

消費生活相談員等が講師を勤め、消費者被害に遭わないポイントなどを分かりやすくお話しします。

- 町会・自治会などの集まり
- 見守り活動をしている方
- 学校の授業や保護会 など

お気軽にお声がけください。

すみだ消費者センター 03-5608-1516



費用：無料

講義時間：1回2時間程度

対象：5名以上の区内の団体

会場：申込団体でご用意ください。

日時：平日の9:00～16:30

美容医療によるトラブルが増えています

～ 値引きすると勧められても契約は慎重に～

【相談事例】

SNS をみて、掲載されていた美容クリニック URL からカウンセリング予約をした。クリニックでは、医師ではないカウンセラーから、小顔効果を上げるボトックス注射と合わせて70万円の施術を勧められた。「今日はカウンセリングを受けてみようと思っただけ。高額な施術料を支払えない。」と断ったら、「本日、キャンセルが出たので50万円に値引きできる。本日だけの特別価格。」と勧められた。断りきれず、その日に施術を受けることになり、クレジットカードで5万円支払い、残りの45万円は医療ローンで分割払いすることになった。医師からの説明は1分ほどで、頬を持ち上げ「こんな感じになります」と言われただけで、リスク等の説明はなかった。施術後、頬にしこりができて不安になった。返金してほしい。

【アドバイス】

美容クリニックのトラブル事例では、カウンセリングのために来院すると、その場で契約と施術を迫る勧誘が多く見られます。また、割引のあるモニター契約等を勧めることで、消費者に割安感を抱かせ、広告に掲載されている金額や消費者の予算より高額な契約をさせているケースが目立ちます。

- 今すぐ施術が必要と不安をあおられたり、大幅な値引きを提案されても、その場で契約・施術をしないようにしましょう。
- 美容医療サービス等の自由診療では、医師は施術に伴う副作用や合併症のほか、施術費用及び解約条件、保険診療での実施の可否、効果には個人差があることについても丁寧に説明することが求められています。施術のリスク・副作用について医師から説明を受け、しっかりと納得したうえで施術を受けるかどうか判断してください。
- クレジット契約の分割払いを選択すると、月々の支払い金額は少額になりますが、分割手数料を含めた総額が高額になります。

事例では、センターから、リスク説明がなかったことや即日施術等の複数の問題点を指摘したところ、一部返金されました。

すみだ消費者センター相談室



■相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

